

令和 8 年度 部活動規約

1 部活動の位置づけ

- ・学校教育活動の一環として取り組む。
- ・心身の成長に意義のある活動である。
- ・部活動指導員，又は外部コーチにより指導を行うこともある。
- ・「京都市立中学校 部活動ガイドライン」に則る。

2 ねらい

- ・生徒の趣味・特技を生かし，人格形成に役立てる。
- ・社会性を身につけ自主的・自治的な能力を育成する。

3 運営

- ①顧問は希望を原則とし，年度ごとに決定する。
- ②生徒指導の観点から全教職員が協力体制をとる。
- ③運動部顧問は，複数制を原則とする。
- ④平日の活動は，原則，校内に顧問がいることとする。
- ⑤休日，又，長期休業中の活動は，顧問が直接指導することとする。
- ⑥部の休部，廃部は第 1 回職員会議で決定する。
※部員不在となった場合，次年度まで部員募集を行う。それでも部員がいない場合は休部とする。休部年度の次の年度に部員募集を行い，不在の場合は廃部の方向で検討する。
- ⑦年度初めに部活動顧問会を行う。
※顧問全員出席を原則とするが代表だけの出席でも構わない。
- ⑧入部する場合は，保護者の許可を受け，入部届を担任に提出する。
- ⑨入部は 1 人 1 つまでとする。
- ⑩退部する場合は，保護者，担任，顧問と相談した上で，担任に退部届を提出する。

4 活動時間

- ・年間通して、16:55 完全下校とする。（16:40 に予鈴を打つ）
- ・休日の活動は、原則 8:00～17:00 とする。
- ・活動時間は、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度の活動とする。

5 休養日と部活動の停止日

- ① 平日、各部活動の判断で、週に1日以上を休養日を設定する。
- ② 土日のいずれか1日以上を休養日とする。ただし、その土日に公式の大会等がある場合を除く。
- ③ 長期休業中も学業日に準じて休養日を設定すること。
- ④ 学校閉鎖日は部活動停止とする。ただし、公式の大会等がある場合は活動を認めることがある。
- ⑤ 職員会議や研修会等、行事の関係で学校全体の部活動停止日を設定する場合がある。その場合は、該当日を部活動停止日とし、休養日とする。
- ⑥ 学校祭当日と入学式・卒業式、入学式・卒業式の前日は部活動停止日とする。また、行事の準備によって部活動の停止を求めることもある。
- ⑦ 定期テストの一週間前から、定期テストが終了するまで活動はできない。ただし、公式の大会等への参加やコンクール等がある場合は認める。

6 違反の部に対する処置

規約に違反した場合、また部及び部員に問題が生じた場合、管理職・部活動係・生徒指導部長・顧問の協議により、その処置を決定する。

7 その他

- ① 部活動中の災害等について本校の救急処置に基づいて行う。
- ② 更衣室・トイレ・クラブ倉庫・使用教室等の管理・清掃は、使用している部活動で責任を持って行う。
- ③ 活動時間・場所等の連絡を確実に伝え、学校に問い合わせがないようにする。
- ④ 休日や校外での活動時、顧問は生徒の集合前に活動場所におり、解散時は全員の解散を確認する。
- ⑤ 部費を徴収する場合は、年度末に会計報告を保護者・管理職・係に提出する。
- ⑥ 校外で活動する場合、校外活動届を管理職に電子メールで送る。
なお、宿泊を伴う場合は2週間前、宿泊を伴わない場合は1週間前に提出する。
- ⑦ 新2、3年生が年度初めに部を変更する場合、退部届は必要としないが、顧問との話し合いを設けることとする。
- ⑧ 雨天時など、やむを得ず校舎内で活動する場合、十分に安全について配慮すること。